資料6

障害福祉施設の管理運営方針について

はじめに

佐倉市公共施設再配置方針（令和 7 年 3 月）において、障害福祉課が所管する3施設（「よもぎの園」、「南部よもぎの園」、「さくらんぼ園」）は、**【令和９年度（2027）までに「より良い運営形態（民営化など）を検討」する】**とされています。**3施設とも令和９年度末をもって現在の指定管理期間が終了**することから、令和 10 年度以降の管理方針を検討する必要があります。一方で、施設の特性上、方針決定には利用者・ご家族が感じる不安感などを最小限にすることを意識しながら慎重に検討することが必要です。

よもぎの園（就労継続支援 B 型事業所　指定管理者：社会福祉法人　愛光）

方針：民間譲渡に向けて、調整を進めます

所在地：佐倉市宮前2丁目13番地1（単独施設）

就労支援継続 B 型事業所について、民間事業者が運営する事業所が増加してきており、市が直接関与して運営する必要性が低下している状況です。また、単独施設であることから、施設の運営、管理、整備を一括で民間が担うことで、より効率的な施設運営が可能となり、サービスの向上が期待できると考えます。

南部よもぎの園（就労継続支援 B 型事業所　指定管理者：社会福祉法人　千手会）

方針：現在の指定管理期間を 2 年間延長し、その後運営形態の検討を進めます

所在地：佐倉市大篠塚1587番地（複合施設）

現在、南部福祉センターA 棟から B 棟1階への移転を進めており、令和10年度中の移転を予定しています。施設レイアウト等が確定しない段階であるため、現時点において、将来を見据えた運営形態の検討が困難な状況です。現在の指定管理期間を令和11年度まで延長した後、あらためて将来を見据えた運営形態について検討します。

さくらんぼ園（児童発達支援センター　指定管理者：社会福祉法人　千手会）

方針：指定管理を継続します

所在地：佐倉市大篠塚1587番地（複合施設）

市内唯一の児童発達支援センターとして、地域の中核的な療育施設の役割（療育支援事業所への指導など）を担っており、保育園や幼稚園、小学校と連携することが必要不可欠です。

その役割は今後の療育施設全体のサービスの質の向上のために必要であり、今後も欠かせない施設であることから、引き続き公の施設として、指定管理者による運営を継続します。